

様式第4 (第12条関係)

郵送の場合は、投函する日付
持参の場合は、提出する日付

× 都道府県知事

電子情報処理組織使用届出書

㊟ (←捨印)

茨城県知事 殿

平成25年4月17日

提出日時点の情報を記入

個別郵便番号は不可

× 〒310-8555

〒310-0852

届出者

(ふりがな) いばらきけんみとしかさはらちょう
住所 茨城県水戸市笠原町978-6

(ふりがな) いばらきけんかぶしがいしゃ
氏名 茨城県株式会社

事業所名は記入不要

だいひょうとりしまりやくしゃちょう いばらき たろう
代表取締役社長 茨城 太郎 ㊟

みとこうじょうちよう みと たろう
(代理人) 水戸工場長 水戸 太郎 ㊟

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

通信方式 (いずれかに○をすること)	1. ダイヤルアップ方式 2. インターネット方式
届出に使用する通信用電話番号 (インターネット方式の場合は空欄とすること)	
担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏名 かがく はなこ 化学 花子
	部 署 水戸工場 環境安全部管理第一係
	電話番号 029-301-1234
	電子メールアドレス ibaraki@ibaraki.co.jp
※識別番号	※ 記入不要

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

事業者名、部署名は記入不要

(ふりがな) 事業所の名称	みとこうじょう 水戸工場
所在地	〒310-0805 茨城 都道府(県) 水戸 (市)区 町村
(ふりがな)	ちゅうおう 中央1-1-1

- 備考 1 本届出書は、ダイヤルアップ方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する通信用電話番号ごとに、インターネット方式による届出をしようとする場合においては届出に使用する電子計算機ごとに作成すること。同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。
- 2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
- 3 ※の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

※ 複数の事業所について電子による届出を行う場合

提出先が茨城県である複数の事業所の届出は、同一のパソコンから行うことができます。電子情報処理組織使用届出書は、以下のように2ページ目を使用（茨城県内の事業所が5つ以上ある場合は、様式の2ページ目をコピーしたものを、3ページ目以降として使用）して、これらの事業所を一括して記入し、提出します。

(前葉からつづき)	
(ふりがな) 事業所の 名 称	みとだいにこうじょう ----- 水戸第二工場
所 在 地	〒310-0805 茨城 都道府(県) 水戸 市(区) 町村
(ふりがな)	ちゅうおう ----- 中央4-2-3
(ふりがな) 事業所の 名 称	つちうらこうじょう ----- 土浦工場
所 在 地	〒300-0043 茨城 都道府(県) 土浦 市(区) 町村
(ふりがな)	ちゅうおう ----- 中央3-3-3